

旧伊達町		旧梁川町		旧保原町		旧霊山町		旧月舘町	
地域指定年度	昭和46年度	地域指定年度	昭和45年度	地域指定年度	昭和45年度	地域指定年度	昭和46年度	地域指定年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和49年度	計画策定年度	昭和46年度	計画策定年度	昭和47年度	計画策定年度	昭和47年度	計画策定年度	昭和47年度
計画見直し年度	平成元年度	計画見直し年度	昭和57年度	計画見直し年度	昭和59年度	計画見直し年度	昭和59年度	計画見直し年度	平成元年度
	平成12年度		平成5年度		平成8年度		平成10年度		平成12年度
			平成14年度						
伊達市									
								計画見直し年度	令和7年度

伊達農業振興地域整備計画書

令和8年3月

福島県伊達市

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
	(2) 農業上の土地利用の方向	2
ア	農用地等利用の方針	2
イ	用途区分の構想	3
ウ	特別な用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	4
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	6
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6
第 3	農用地等の保全計画	7
1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等保全整備計画	7
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	8
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第 5	農業近代化施設の整備計画	13
1	農業近代化施設の整備の方向	13
2	農業近代化施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	14

3	農業を担うべき者のための支援の活動	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3	農業従事者就業促進施設	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第8	生活環境施設の整備計画	17
1	生活環境施設の整備の目標.....	17
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	17
第9	付図	17
1	土地利用計画図（付図1号）	17
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	17
3	農業近代化施設整備計画図（付図3号）	17
別記	農用地利用計画	18
(1)	農用地区域	18
ア	現況農用地等に係る農用地区域.....	18
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域 該当なし.....	18
(2)	用途区分	18

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置及び範囲

本市（面積26,512ha）は、福島県の中通り地区最北部に位置し、南は伊達郡川俣町、東は相馬市、相馬郡飯舘村、北は宮城県白石市、宮城県伊具郡丸森町、西は福島市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町にそれぞれ接しています。

また、本市は阿武隈川流域に広がる福島盆地に含まれる北部と、阿武隈高地からなる南部の大きく2つに区分することができます。

② 自然的条件

東に阿武隈山系の霊山、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる福島盆地の中にあります。市役所本庁舎のある保原は海拔約50mに位置し、市の西部を阿武隈川が流れ、市の中心部周辺は平坦地となっており砂質壤土で耕地に適しています。市の南部及び東部には南北に500メートルから800メートル程の阿武隈高地が連なっています。

本市は、阿武隈山系と奥羽山脈に囲まれた盆地状の地形のため、内陸性気候の特性を持っています。

また、本市の土地利用は、全体の面積26,512haのうち、森林が13,371haで50.4%を占め一番広く、次に農地となっており、伊達市全体の6割以上が農地や森林の自然的土地利用で占められております。北部の平坦地は市街地や農業集落地域で構成され、南部の山間地域は、森林や農業集落地を中心とした土地利用となっています。

季節間の気温差が比較的大きく、年間平均気温は12～13℃、年間降水量は1,100mm前後となっています。積雪の量は少ないものの、雪質はかなり湿っています。

また、山間部では平坦地に比し気温の日較差が大きく年間平均気温も低くなっています。

③ 交通運輸条件

本市の交通体系は、市の西部を南北に走る国道4号と、それに並走して東北縦貫自動車道と東北新幹線が走っています。

広域的な幹線道路としての役割を担っている国道は、国道349号が中央部を縦貫しており、東西軸として国道115号と国道399号が走っています。また、国道を軸として、そのほかの主要地方道、一般県道が各地域間を結び、ネットワークを形成しています。

本市の鉄道は、JR東北本線と阿武隈急行線が運行されており、バスは福島交通が各地域を結ぶ交通網として運行されています。

④ 市場条件

近年、高速道路を中心とする道路網整備の進展や輸送機関の発達に伴う流通圏の拡大により、流通構造が大きく変化してきており、市場価格の高い農産物を首都圏に出荷しています。

⑤ 土地利用状況

本市の土地利用は、農地や森林が多く占めており自然や田園等の豊かな環境が広がっています。

⑥ 土地利用の方向

今後の土地利用については、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による、調和の取れた土地利用をめざします。

【農業振興地域内】

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野 (うち混牧林地)		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年) 目標 (令和17年)	6,745	28.2	39	0.2	11,266 (0)	47.0 (0.0)	5,900	24.6	23,950	100
	6,500	27.1	50	0.2	11,456 (0)	47.8 (0.0)	5,944	24.8	23,950	100
増減	△245		11		190		44			

イ 農用地区域の設定方針

＜a 現況農用地についての農用地区域の設定方針＞

本地域内にある現況農業振興地域約6,820haのうち、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地5,511haについて、農用地区域を設定する方針です。

a 団地規模が10haを下回る農用地（ただし、ほ場整備事業対象地及び農地法に基づく甲種・第1種農地は除く）

b 河川、急傾斜等の規制や指定が行われている土地、または計画されている土地

c 市が主体となり住宅団地、工業団地として具体的な開発計画を持っている土地

d 各地区の小規模農村公園、集会施設等の生活環境改善関連用地として決定、予定されている用地

e 自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

① 勾配が概ね20%以上の急傾斜地及び河川の沢地等に介在し、軽トラック等の農業機械の利用が困難な農用地

② 山間地に点在し、航空防除の対象外となるような狭隘な農用地

③ 集落区域内に介在する農用地

④ 宅地等の周辺農用地で効率的な利用が見込めない農用地

f 国道、主要地方道及び一般県道等の幹線道路沿いの農用地で、従来の計画から街路形成のため開発が進んでいる、また開発が見込まれる農用地

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地は、本市の基幹産業である農業の基本的な生産基盤であるとともに、将来にわたり

食糧の安定的供給を図るための基本的な土地資源であることから、食糧の安定供給と農家経営の安定を図ることを目標として、優良農用地の確保・保全に努めるとともに、農道や用排水路の基盤整備等、必要な農用地の確保と整備を図ります。

<a 伊達地域>

本地域の基幹作物である果樹、野菜、米を中心に、地域特性を生かした生産性の高い自立農業の実現を目指します。また、本地域の立地特性上、限られた農地資源でもあることから、農地の利用調整と流動化による有効利用を図るとともに、農地の高度利用を含む農業生産の組織的再編を図りながら農村機能を保全します。

<b 梁川地域>

本地域は、自然的、地理的条件から平地農村と山間地農村に分類されます。平地農村部は河川流域と一部丘陵部があり、恵まれた土地条件を基盤に農業の振興が図られています。今後は生活、及び生産基盤の整備と農地の高度利用を含む農業生産の組織的再編が求められます。一方、山間地農村部はやせ地が多く、また土壌の流亡も多いため、水田、畑ともに農業生産力は一般的に低い地帯です。こうした特徴を踏まえ、農地の利用調整と流動化による有効利用を図りながら、生産性を高め地域内特性に応じた効率的な土地利用を推進します。

<c 保原地域>

本地域の重点作物を中心とした複合型の農業振興を図るため、農地の利用調整と流動化による有効利用を図りながら、生産性を高め地域内特性に応じた効率的な土地利用を推進します。

<d 霊山地域>

本地域の重点作物を中心とした複合型の農業振興を図るため、農地の利用調整と流動化による有効利用を図りながら、生産性を高め地域内特性に応じた効率的な土地利用を推進します。

<e 月舘地域>

水稻を中心とした本地域の重点作物を生かした複合型の農業振興を図るため、農地の利用調整と流動化による有効利用を図りながら、生産性を高め地域内特性に応じた効率的な土地利用を推進します。

イ 用途区分の構想

<a 伊達地域>

用水路や農道等、関連する農業基盤の適切な維持に努めつつ、また、生産調整の現状、及び今後の水田汎用化について配慮しながら、営農団地等の適切な整備、農地としての利用を推進します。また、畑及び樹園地については今後も野菜や果樹生産の基盤として、農地の有効利用を推進します。

<b 梁川地域>

水田や畑、果樹園等、地域特性に応じた農業基盤を生かした農地の有効利用を推進しま

す。農道整備による作業効率の向上、ため池整備による水田利用の安定化等、必要な農業基盤の確保に努めるとともに、地域の状況に応じ効率的・効果的な農業基盤の確保・形成に努めます。

<c 保原地域>

水田の汎用化、畑や樹園地の作目・銘柄別団地化、営農条件やニーズに応じた農地の効果的活用を推進します。また、畑地かんがいや農道・用排水路整備等、必要となる基盤を維持・充実しながら、生産性の高い、農地の効果的な利用増進に努めます。

<d 霊山地域>

機械作業が可能となるような基盤整備等を通じ、水田としての利用を推進します。また、農地の集団化に努めつつ、水田と畑の一体的整備、水田の汎用化等、効率的で柔軟な農地の有効利用を推進します。

<e 月舘地域>

ほぼ完了している基盤整備の現状等を踏まえ、効率的で柔軟な農地の有効利用を推進し、銘柄生産団地化の確立、農業を担う者への利用集積を推進します。畑、果樹園については、計画的な改植、新品種の導入等を進め、団地化による効率的な農業基盤確立を推進します。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとします。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業における土地基盤は、生産及び流通の基礎的条件であり、農業を取り巻く社会経済環境の変化に対応し、長期的、広域的観点からの整備促進は不可欠な要素です。

本市の農地整備率は令和2年現在、田が34.9%、畑（樹園地）は24.9%となっており、今後は、田60%程度、畑（樹園地）30%程度をそれぞれ目標とします。

このため、認定農業者等の担い手農家に対し、優良農地の集積を図り、土地利用型農業の展開を図る上からも土地基盤整備は必要であり、特に汎用化に向けた排水条件整備と、畑地についてはかんがい施設や遊休農地等の条件整備が求められます。

一方で、今日の就労構造の変化、厳しい社会経済動向等を背景に、後継者不足や担い手の高齢化進行等、営農意欲の高まりを促すには厳しい環境下にあります。そのため、効率的な農地の活用を考えながら、畑においては農道整備、田においては一部ほ場整備と用排水改良を整備する等、土地特性を踏まえた基盤整備の充実を進めます。

ア 伊達地域

農道やかんがい施設整備等を通じ、農業生産の近代化を促進するとともに、畑や樹園地等、地域特性に応じた生産基盤の充実を図ります。

イ 梁川地域

ため池整備や用排水路の改修、農道の改良整備、湛水防除の設置等、土地利用条件を踏まえた生産基盤の充実を図ります。

○基盤整備開発計画

- 1 ため池整備 … 老朽ため池の整備、環境整備
- 2 湛水防除 …… 排水ポンプ施設の新設

ウ 保原地域

農道や用排水路の整備を進め、水田の汎用化や集落、農業上の利便向上を図ります。また、優良農地の集団化を図る等、生産基盤としての価値向上を進めます。

○基盤整備開発計画

- 1 ため池整備 … 老朽ため池の整備
- 2 用排水路整備 … 農業用かんがい排水路の整備
- 3 農道整備 …… 農道の改良、舗装

エ 霊山地域

ほ場整備による機械化農業の推進、団地化による田畑混在の解消、汎用化による山間部における樹園地としての利用等、地域特性を踏まえた柔軟な生産基盤整備を進めます。

○基盤整備開発計画

- 1 ため池整備 … 老朽ため池の整備
- 2 施設整備 …… 農業用施設の改築

オ 月舘地域

農村生活環境の改善と遊休農地の解消が図られるよう、農道の整備を進め、営農条件を向上します。

○基盤整備開発計画

- 1 ため池整備 … 老朽ため池の整備
- 2 農道整備 …… 農道の新設

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
該当なし					

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林・原野は市域の半数近くを占める一方で、木材需要の低迷や林業経営費の上昇、平成23年3月の原発事故に伴う放射性物質の影響などにより、林業・木材産業を取り巻く環境は厳しく、間伐や保育が適正に行われない森林が増加しています。しかし、森林は木材生産に加え土地保全や水源かん養といった公益的機能を有するため、県の地域森林計画等と連携しつつ、治山・治水に配慮した計画的な土地基盤の整備を進めていきます。また、林道や作業道等の関連基盤についても、適切な維持・充実等に努めます。

4 他事業との関連

長期総合計画等、市政全体の計画や各種関連事業との相互調整・連携を図りつつ、施設面での整備充実を促進し、農業の振興を図ります。

なお、河川の水質汚濁や土壌汚染を防止するため、公共下水道の整備に取り組まねばなりません。が、整備には長い期間と多額の費用がかかり、市の財政負担が大きいことや市民にも受益者負担がかかることから、市街地の公共下水道未整備地区や公共下水道事業の計画区域外については、費用対効果の観点から、地域の特性に応じた効率的な手法として合併処理浄化槽を含めた整備政策を推進します。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地の面積は、商業施設や宅地造成等の開発により減少していますが、農振法の改正により、農地転用及び農用地区域からの除外が厳格化され、農地の減少に一定の歯止めがかかっています。

一方、東北中央自動車道（相馬福島道路）やそれに伴うアクセス道路の整備、大型商業施設や工業団地の造成等による農用地区域の再構成が必要であるとともに、近年、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電施設等の用地を農地に求める需要が増えており、優良農地を確保していくことが求められます。また、農家の高齢化と後継者不足等によって、遊休農地が増加傾向にあります。農地の不耕作等に伴う遊休農地の増加は、周辺の景観を損なうだけでなく、病害虫の発生や野生動物の侵入、さらには防災能力の低下を招く等重大な問題へとつながることから、遊休農地の発生防止や解消に向けた農地の保全と有効活用の取り組みが重要です。

併せて、持続可能な農業経営に向け、農業生産基盤と関連施設の維持・整備や、農地の利用集積の取り組みが求められています。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

収益性の高い農業、持続可能な農業の確立に向け、優良農地を確保し、農業を担う者に集積するため関係者の連携強化を図りつつ、農地所有者等への働きかけ等の調整活動に取り組むとともに、地域農業の将来のあり方や目標を定めた地域計画に掲げる施策を推進します。また、集積する農地以外の農地について、利用状況調査や利用意向調査を通じて農地所有者に対し、農地の現状把握を行い、借り手農家の掘り起こしを行うとともに、現況に応じた有効活用を促進します。農地の保全については、都市計画マスタープランとの整合性を踏まえ、適切に農地転用及び農振除外の運用を図ります。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、環境の保全等、多目的な機能を有しており、こうした機能を発揮していくため、森林の適切な整備を進めるとともに、道路網の適切な整備、県の地域森林計画等との連携等を通じ、地域の実態に則した森林整備等を行います。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、農家数の減少が進む一方、企業からの退職等により、兼業から農業専業へと回帰する形態も見られる状況となっています。今後は、専門的農業経営を目指す個別または組織による経営体への移行等に伴い、農地の流動化が進むことも予想されます。こうしたなかで、受け手となる農家の条件整備が重要な要素であり、地域ぐるみで効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図っていく必要があります。

また、今後は、農業経営基盤強化促進法第12条に基づく認定農業者制度を活用し、認定農業者が令和8年2月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における所得水準等を達成できるよう、地域ぐるみの話し合いによる賃借権の設定、所有権の移転及び作業受託等を推進し、経営規模の拡大や農業所得の向上を図ります。

こうした取り組みを通じ農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が地域の他産業従事者なみの生涯所得を実現し得る年間所得や、年間労働時間の水準を実現できる、認定農業者等の農業経営体育成を図ります。

(表一 効率的かつ安定的な農業経営の目標)

地域名	経営	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	経営 体数	流動化目標 面積 (ha)
伊達	家族 経営	果樹	1.5ha	もも／りんご／おうとう		
伊達	家族 経営	果樹	1.6ha	もも／りんご／西洋なし		
伊達	家族 経営	果樹	1.55ha	もも／りんご		
伊達	家族 経営	野菜＋果樹	0.75 ha	いちご／もも		
梁川	家族 経営	果樹	1.8 ha	もも／かき		
梁川	家族 経営	果樹	1.8 ha	もも／ぶどう		
梁川	家族 経営	果樹	1.35 ha	もも／かき／ぶどう		
梁川	家族 経営	果樹	1.6 ha	もも／ぶどう／りんご		
梁川	家族	果樹	1.5 ha	もも／ぶどう／りんご		

地域名	経営	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	経営 体数	流動化目標 面積 (ha)
	経営					
梁川	家族 経営	果樹	1.6 ha	もも／ぶどう／西洋なし		
梁川	家族 経営	果樹＋野菜	1.5 ha	もも／かき／きゅうり		
梁川	家族 経営	果樹＋野菜	1.35 ha	にら／もも		
梁川	家族 経営	野菜＋果樹	0.55 ha	いちご／もも		
梁川	家族 経営	野菜	0.55 ha	きゅうり／しゅんぎく		
梁川	家族 経営	野菜	0.55 ha	にら／きゅうり／いちご		
梁川	家族 経営	野菜	0.5 ha	ミニトマト／しゅんぎく		
梁川	家族 経営	野菜	0.35 ha	いちご		
保原	家族 経営	野菜	0.5 ha	きゅうり／にら		
保原	家族 経営	野菜	0.35 ha	いちご		
保原	家族 経営	野菜＋果樹	0.8 ha	いちご／もも		
保原	家族 経営	果樹＋野菜	1.35ha	にら／もも		
保原	家族 経営	果樹＋野菜	1.1ha	もも／かき／きゅうり		
保原	家族 経営	果樹	1.55 ha	もも／りんご		
保原	家族 経営	果樹	1.6 ha	もも／ぶどう		
保原	家族 経営	果樹	1.6 ha	もも／すもも／りんご		

地域名	経営	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	経営 体数	流動化目標 面積 (ha)
保原	家族 経営	果樹	1.2 ha	ぶどう		
保原	家族 経営	花き＋果樹	0.8 ha	きく／かき		
霊山	家族 経営	野菜	0.6 ha	きゅうり／にら		
霊山	家族 経営	野菜	0.35 ha	きゅうり／しゅんぎく		
霊山	家族 経営	野菜	0.35 ha	いちご		
霊山	家族 経営	野菜	0.35 ha	いちご／きゅうり		
霊山	家族 経営	果樹＋野菜	0.8 ha	きゅうり／かき		
霊山	家族 経営	果樹＋野菜	1.1 ha	もも／きゅうり／わさび ／かき		
霊山	家族 経営	果樹	1.4 ha	もも／すもも／りんご		
霊山	家族 経営	野菜＋果樹＋菌茸	0.85 ha	きゅうり／かき／生しい たけ		
霊山	家族 経営	酪農	10 ha	搾乳牛／育成牛		
霊山	家族 経営	肉用牛＋野菜	0.2 ha	肉用牛／きゅうり		
月舘	家族 経営	果樹	1.4 ha	もも／りんご／かき		
月舘	家族 経営	果樹＋野菜	1.05 ha	もも／きゅうり／わさび ／かき		
月舘	家族 経営	果樹＋野菜	1.2 ha	ピーマン／もも／かき		
月舘	家族 経営	野菜	0.45 ha	きゅうり／にら		

地域名	経営	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	経営 体数	流動化目標 面積 (ha)
月舘	家族 経営	野菜＋菌茸	0.5ha	わさび／きゅうり／生し いたけ		
-	組織 経営	水稻＋大豆(主たる従 事者 3 人)	70ha	水稻／大豆		

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 18 年 8 月伊達市策定、令和 8 年 2 月最終変更）」による。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業経営においては、農業従事者の減少や高齢化等により、優良農地を含めた水田の荒廃化が進むことが懸念されているため、今後の農業経営の振興上においてはこれらの農地対策が課題となっています。

こうしたことから各地域内の実情に応じて農業者自らの創造と工夫を基本に合意形成を図りながら、農業経営基盤強化促進事業による、

- ① 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の策定・変更その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

により、賃貸借、農作業受委託等の積極的な促進を図り、優良農地の維持と遊休農地の活用に努め、認定農業者等への規模拡大を推進します。

さらに市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行います。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営基盤強化促進法等関連する法令等、諸制度の適切な運用による農用地の有効利用と、認定農業者等への農用地の集積を積極的に推進し、農用地規模の拡大や複合経営化等による農業経営の改善及び生産力を増進するよう認定農業者及び中核農家の育成を図ります。

農用地規模の拡大は、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施し、農地の集積、集約化に向けた話し合いを推進して農業を担う者が

連担的な生産を行えるよう努めます。

複合経営化による農業生産システムを推進するにあたっては、農用地利用改善事業を重点的に推進し、生産調整や担い手不足のため多発している耕作放棄地の解消に努めます。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市における林業従事者は非常に少なく限られており、森林の荒廃等が懸念されるところです。森林は木材等の生産機能だけでなく、国土保全、環境保全、保健休養等、様々な公益的機能を有しており、計画的な管理・保全が必要とされています。

今後の林業も含めた農業経営においては森林管理も考慮し、森林資源の積極的活用を計画的に図ります。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

米、野菜、果樹、畜産といった、多様な作目から構成される本市の営農類型を踏まえ、機械化等の近代化を推進し、高い生産性を持った農業の確立を図ります。

果樹については、品質の向上、省力化を基調とした生産性の向上を図るものとし、激化する産地間競争に対応するため、今後は合理的に品種更新、機械化、無袋栽培、誘花昆虫導入、薬剤摘花等の栽培技術体系の確立普及を進め、共同防除組織を母体にした集団的生産組織の育成を進めるとともに、既存生産組織の再編成を図ります。

また、流通面では、集出荷体制の整備を図り、関連施設の整備拡充を進めます。さらに、1.5次産業としての農産加工施設等の設置を図り、特産品としての普及を促進します。

野菜については、施設化による作期延長や安定生産を図るとともに、品質の向上と省力化を基調とした生産性の向上を図るため、必要な施設、機械等の整備、集出荷施設等の整備拡充を図ります。

米については、品質の向上及び高生産性の稲作の確立を基本とし、土地基盤の整備とあいまつて、高性能機械を機軸とした作業体系を推進します。また、これらの作業は、営農集団を組織し、作業の効率化を図るとともに、品質の向上と流通の合理化を図ります。

畜産については、飼養規模の拡大を図り、経営安定化のための施設・機械等の整備を図ります。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
栽培管理施設（野菜）	アスパラガス用パイプハウス 8棟	保原 梁川	0.17ha	3戸		保原：1 保原：2 梁川：3	伊達みらいアスパラ生産部会

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林・原野は、市域の半数近くを占めています。林業を取り巻く厳しい動向等から、本市における森林の荒廃も懸念されます。

今後、林業の機械化や収入の安定化を図り林業就業者の育成や確保に努めるとともに、森林が有する公益的機能（国土保全機能、環境保全機能、地域住民の保健・休養機能）の保全を図り、魅力のある林業を振興します。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

令和2年の個人経営体の基幹的農業従事者は3,133人で平成22年と比較して1,570人減少しており、65歳以上が占める割合は75.0%となっています。

そのため、高齢化による離農者が増加し、労働力が不足することで、収益性と生産性の低下、遊休農地の増加が懸念されており、次代を担う経営感覚に優れた担い手や後継者の育成・確保、兼業農家や非農家も協力した地域を支える集落営農組織への農地集積等が求められています。

一方で、UIJターンや新規就農者、企業等の農業参入も増えていることから、意欲と意識の高い担い手の育成が急務となっています。充実した相談・支援体制を継続することに加え、就農後の定着・規模拡大につなげられるよう、設備投資や農地取得等に対する支援が必要となっています。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当ありません。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市の農業を支えている担い手には、大規模な専業農家や組織、個人の1種・2種兼業農家等、さまざまな形態があります。それぞれの農業形態別の所得向上につながる経営方針を踏まえ、経営・営農技術の情報を広く伝えることにより、地域農業を支える担い手の農業意欲・所得の向上と経費節減を図ります。

人口減少、少子高齢化による農業の担い手不足が進むなかで、持続性の高い農業経営を確立するため集落営農組織等を設立するとともに新たな担い手の育成による労働力の確保に努めます。

新規就農者等の雇用就農の受け皿確保も進めながら、企業の経営体の誘致に取り組んでいきます。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特用林産物しいたけ等を中心に、生産体制の維持及び担い手の確保を図るとともに、労働力の確保を行い、農業との複合経営による林業経営の安定を図り、林道等の整備による作業環境の改善を図ります。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

近年の農業を取り巻く情勢を見ると、農業労働力の非農業部門への流出が続き、農業従事者の兼業化・高齢化が著しく進行する等の深刻な問題に直面しています。このような状況に対処するためには、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものにしていくとともに、これらの農業経営体が、農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが求められています。

本市の農業従事者の労働状況は、作目構成が多様なため、労働需要が競合することが多く、労働力が不足しがちです。

こうした傾向を踏まえ、今後は、魅力ある農業を振興し、令和8年2月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で示す所得水準の達成をめざすとともに、産業間の連携や加工等による「6次産業化」についても振興を推進し、就業を促進することを目標とします。

<農業従事者の他産業への就業状況>

単位：人

区分		従業地								
Ⅰ	Ⅱ	市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	第一次産業	57	34	91	42	29	71	99	63	162
	第二次産業	134	65	199	121	32	153	255	97	352
	第三次産業	143	162	305	145	112	257	288	274	562
計		334	261	595	308	173	481	642	434	1076
自営兼業	第一次産業	41	18	59	1	0	1	42	18	60
	第二次産業	21	9	30	1	0	1	22	9	31
	第三次産業	32	27	59	5	5	10	37	32	69
計		94	54	148	7	5	12	101	59	160
出稼ぎ	第一次産業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	第二次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第三次産業	0	0	0	1	1	2	1	1	2
計		0	0	0	2	1	3	2	1	3
日雇・臨時雇	第一次産業	16	31	47	3	2	5	19	33	52
	第二次産業	10	12	22	9	6	15	19	18	37
	第三次産業	24	62	86	11	25	36	35	87	122
計		50	105	155	23	33	56	73	138	211
総計		478	420	898	340	212	552	818	632	1450

資料：令和6年10月実施によるアンケート調査による。

注：第1次産業・・・林業、漁業

第2次産業・・・鉱業、建設業、製造業

第3次産業・・・電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業、公務、等

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業生産は今後、認定農業者及び中核的農家等への依存を高めていくものと考えられますが、現在の農業生産状況や農地の有効利用等の観点から兼業農家の持つ農地の安定的な維持も必要となっています。

この対策として、兼業農家及び農家の次・三男の安定的かつ長期的な就労の場を市内に確保することも課題であり、庁内関係各課連携の下、積極的な企業誘致対策を図る必要があります。

また、活力ある先進的農業を確立するために、「技術・経営能力の高い経営体の確保」「農業資源管理機能の強化」「地域特性を活かすためのシステムの再編」「作る農業から売る農業への転換」等の確立を図ります。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、林産物の生産、国土保全、環境保全等多様な機能を有しており、その管理保全を計画的に行うことが求められています。

そのため、森林組合をはじめ林業部門の経営基盤を強化し、安定的な就労の場を確保するとともに林業後継者の人材育成に努め、作業の機械化を促進します。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

長期総合計画に基づく、本市まちづくりの将来像「人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間・伊達市」にもとづき、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性等の観点から、生活基盤の整備を進めます。整備にあたっては、既存施設の有効活用を図るとともに、類似施設との機能分担や相互の有効活用に努めます。また、適切な利用を促進するため、施設整備ばかりでなく、適正な維持運営等、ソフト面の充実も推進します。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ保健休養機能を活かし、地域住民の憩いの場として保全・管理を進めます。また、開発の必要が生じた場合には、市における各種事業計画と適切な調整を図り行います。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

長期総合計画等において計画された各種関連事業との相互調整を行い、生活環境施設の整備充実を促進し、生活環境の向上を図ります。

第9 付図

1 土地利用計画図（付図1号）

2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

3 農業近代化施設整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 該当なし

(2) 用途区分